

■ 第2回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和元年8月2日（金）

会 場：新潟労働局 2F 会議室

（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまから令和元年度第2回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議会は成立しております。

本日の審議会は公開となっており、傍聴者がおられます。

議事に入る前に、7月9日付けで就任いたしました、奥村局長から、皆さまにご挨拶がございます。奥村局長よろしくお願いたします。

（労働局長）

ただいまご紹介いただきました、新潟労働局長の奥村です。どうぞよろしくお願いたします。

委員の皆さまにおかれましては、第2回の新潟地方最低賃金審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。本日は中央最低賃金審議会における、地域別最低賃金額改定の目安についての答申を伝達させていただきます。いうまでもなく、目安制度につきましては、最低賃金額（最賃額）の改定について、できるだけ全国的に整合性ある決定が行われる用に設けられたものですが、これを参考に新潟県における最低賃金について審議していただければと思います。

また本日は特定最低賃金の改定改正の必要性についても審議をお願いいたします。委員の皆さま方には、例年の事ながらこの暑い時期に、時間的制約のある過密な日程の中でご審議をお願いすることとなります。大変なご苦勞をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いたします。

（事務局）

ありがとうございました。

続きまして、机の上に資料を配付させていただきました。使用者側にこのたび新たに池田委員が就任されましたのでご紹介をさせていただきます。

池田委員お願いたします。

（池田委員）

日本金属ハウスウェア工業組合の理事をしております池田といいます。よろしくお願いたします。前任の柄沢君が、大変なことに48歳で急逝しましたので、代わりに、これから審議会に参加させていただきます。いろいろ勉強させてください。よろしくお願いたします。

（事務局）

では、以降の議事進行は会長にお願いたします。

(会 長)

それでは、とても暑い夏になりましたけれども、議事に入っていきたいと思います。
まず、議題の一つ目です。新潟県最低賃金の改正決定に係る意見聴取についてです。
事務局、資料の説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。これは阿賀地区労働組合
総連合事務局長の吉田美里さんから、本審の場で意見を述べたいとして、ご提出していただきま
した意見書になります。よろしく申し上げます。

(会 長)

これにつきましては、7月2日の第1回の審議会におきまして、意見陳述の申し出があった場
合には、今回の審議会の場でご意見を伺うとしておりました。本日吉田さんにご意見を述べてい
ただきたいと思います。吉田さん、いらっしゃいますか。

では、吉田さん、時間は大体10分程度ということでお願いいたします。

(吉田美里さん)

よろしく申し上げます。本日はこのような場でお時間をいただきありがとうございます。私が
これからお話しすることは、きっと皆さんも初めて聞く内容もあるかと思ひますし、これが労働
者の声だということをお話ししますので、しっかりと聞いていただきたいと思います。

私は阿賀地区労連加盟の単組で、新潟民医連労働組合の専従をしております。阿賀地区労連の
事務局長も担っております。職種は介護福祉士です。15年間介護老人保健施設で働いてきまし
た。そういった経験から、医療介護労働者の賃金と、最低賃金の関係、そして、最低賃金の引き
上げと、全国一律制度の必要性についてお話ししたいと思ひます。

世界の最低賃金制度は、全国一律性が主流となっています。地域別最賃制度の国は9カ国しか
ありません。日本のように面積が狭いのに、地域別設定が47もあるというのは異常だと私は感
じています。遅れているなというふうにも思ひます。それに伴って医療や介護労働者の賃金も、
最低賃金と同じように地域間で格差が生じていること。そして、全国の介護士や看護師の賃金が
社会的役割と労働実態に見合わない賃金水準となっているということを皆様ご存じでしょうか。
介護職の正規労働者の平均賃金は22万6,000円となっていて、全産業平均に比べて8万円も低
い状況です。これはここ何年も言われ続けていることです。介護福祉士という国家資格を有する
専門職でありながら、典型的な寝たきり賃金であり、結婚して家庭を持っても安心して生活して
いけない、子どもを産み、育てることも困難な賃金水準です。勤続年数を重ねてもほとんど昇給
しません。そんな将来展望の持てない賃金が離職の大きな要因になっています。

厚生労働省が行った、賃金構造基本統計調査では、都道府県別の医療福祉業の所定内賃金の割
合と、地域別最賃の割合をグラフで表すと、その形は最低賃金の地域間格差とほぼ一致するこ
とが明らかになっています。つまり、最賃の低い地域は、医療福祉業の賃金も低く、高い地域は高
いのが実態になっていて、医療福祉業の所定内賃金は、地域別最賃に深く影響していることは、

もう明らかになっています。介護職の初任給でいえば、最高で19万9,000円。最低で14万円。同じ国家資格でありながら、地域間で5万9,000円、約6万円もの格差が生じています。看護師の初任給に至っては、8万9,950円、約9万円もの格差が生じています。

病院や介護施設は、ご存じのとおり国が定める診療報酬、介護報酬によって経営が成り立っています。診療報酬介護報酬は全国一律になっていて、公的介護保険制度、介護報酬によって介護事業は運営されているにもかかわらず、地域間で大きな賃金格差が存在しています。介護職員の処遇は、介護の質に直結する問題であり、介護職が住み慣れた地域で安心して働き続けられるためには、全国一律の最低賃金制度の確立が求められます。また新潟県の人口流出は全国3番目に多い状況だというふうに、先日新聞報道がされました。人口流出に歯止めをかけるためにも、最低賃金の大幅引き上げは早急に行うべきだと考えます。

最低賃金法には、労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるようにと記されています。しかし、日本の最低賃金は平均874円と低く、都道府県によって224円もの格差があります。この間、全労連が行った最低生計費調査によれば、全国どこでも単身で月額22万から24万、時給換算で1,300円から1,600円が必要だというふうに明らかになっています。健康で文化的な生活を送ることのできる水準での、全国一律最低賃金の設定が必要だと思います。新潟県の最低賃金は関東甲信越北陸13都県で最低の額です。これは本当に非常に恥ずかしいことだと私は個人的に思っています。1日8時間、週40時間働いたとしても、月収12万8,600円。年収約154万円にしかありません。皆さんこれで健康で文化的な生活ができるとお思いでしょうか。これでは到底、健康で文化的な生活を送ることは困難だと私は思いますがいかがでしょうか。

家賃は1万円以下の家に住め、車は絶対に持つな、友達と交際するな。冠婚葬祭は無視しろ、休日は外に出るな、食事は1日2食にすべし、外食厳禁、病気になるな、ひたすら他人にたかりおごってもらえ。栄養バランスも崩れ、心身に支障をきたした。今言ったことは、全国の私たちの仲間が、実際に最低賃金で1か月間生活をしたうえでまとめた教訓になっています。私も実際に1か月間最賃生活を行った仲間から話を聞きましたけれども、聞いただけでもその辛さが分かって、そんな生活絶対あってはならないと強く思った次第です。以上のことから、最低賃金の引き上げと、全国一律最低賃金制度の確立。住み慣れた地域で安心して働き続けられ、8時間働けばまともに暮らせる賃金を強く望みます。そして、先日出された目安額以上の引き上げ、人たるに値する賃金を求めて、私からの意見とさせていただきます。

ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの吉田さんの意見も踏まえまして、議論させていただきたいと思います。今日は傍聴ですね。

(吉田美里さん)

はい。

(会 長)

では、傍聴席にお戻りください。

では続きまして議題の(2)に入ります。令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についてです。事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、議題2、令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について説明させていただきます。

本題の目安額の伝達をする前に、中央最低賃金審議会の目安制度について簡単にご説明いたします。

目安制度は法律に書かれているものではなく、運用によるものでございます。昭和53年から地域別最低賃金の整合性を図るため、中央最低賃金審議会が毎年47都道府県を4つのランクに分け、地域別最低賃金額改定の目安を示し、地方最低賃金審議会へ提示してきたものです。目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであり、拘束するものではないとされています。あくまでも地域における最低賃金は、地方最低賃金審議会の自主性の下、決定されるものとされております。

続きまして7月31日に中央最低賃金審議会から示された目安の伝達をさせていただきます。資料別冊1の令和元年度地域別最低賃金額改定の目安についてをご覧ください。7月31日に中央最低賃金審議会において、各都道府県の最低賃金に関する目安が厚生労働大臣に答申されました。答申文をご確認いただきたいと思います。

ポイントについてご説明いたします。本答申は地域別最低賃金改定の目安について、労使の合意が得られず、目安を定めるに至らなかったが、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、目安に関する公益委員見解を地方最低賃金審議会に提示するものとされています。

また、記の3では、地方最低賃金審議会においては、公益委員見解を十分に理解したうえで、自主性を発揮することを期待しています。

次に、別紙1の目安に関する公益委員見解をご覧ください。今年度の引き上げ額の目安額は、全国加重平均で27円。引き上げ率に換算して、3.09パーセントという結果でとりまとめられております。ちなみに昨年度の引き上げ額の目安は、全国加重平均で26円、引き上げ率で3.07%でした。

記の1にランクごとの引き上げ額の目安が示されています。それによりますと、Aランクが28円、Bランクが27円、Cランクは26円、Dランクが26円とされ、全ランクで昨年を目安額を超える高い水準となっております。新潟はCランクですので26円となります。

公益委員見解をまとめるにあたって、記の2、1、以下のようなことを検討したとしております。賃金改定状況調査結果4表のうち、Dランクの賃金上昇率が平成14年以降最大。春期賃上げ状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること、名目GDP成長率は年率3%に及ばないものの、有効求人倍率1倍を超え、就業者数は増加傾向にあるほか、失業率の低下が見られるなど、最低賃金引き上げが、雇用に大きな影響を与えないということ。地域間格差を配慮し、最高額と最低額の差を縮めること。非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に強く求められていることを重視する必要があるということなど、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行うこと

としています。

それから、また生活保護水準と最低賃金の比較では、前年度の引き続きかい離が生じていないことが確認されております。

次のページの別紙2には、目安小委員会の報告における、労働者側見解と、使用者側見解が記載されていますけれども、後ほどご確認いただければと思います。

以上で目安の伝達を終わります。

(会 長)

只今の説明につきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いします。よろしいでしょうか、内容につきましては、またこのあと専門部会等で深くその中身について審議して、深めていきたいと考えております。

それでは続きまして議題の(3)最低賃金基礎調査結果(報告)について事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)

議題(3)の最低賃金額基礎調査結果(報告)について説明させていただきます。別冊2の最後の記述ですが、令和元年度最低賃金に関する基礎調査結果をご覧ください。表題の次、1ページご覧いただきますと、この資料を作成するために行いました調査方法の概要を記載してあります。この調査の目的は、新潟地方最低賃金審議会における、最低賃金の決定、改定が審議に資するため、低賃金労働者の賃金の実態を的確に把握することを目的に、毎年6月に実施しております。

始めにこの資料を作成するための基礎調査の概要について説明いたします。調査対象は新潟県全域の労働者数100人未満の製造業と、労働者数30人未満の卸売り・小売業、飲食業、宿泊業、理美容、医療、福祉、サービス業の事業の中から475事業所、4,376人の労働者に対し、令和元年6月分の賃金額を調査し、集計を行っております。対象事業所の選定および、調査回答数から、全体数に復元するための資料として、総務省の平成28年経済センサス活動調査、これは事業所における国勢調査に相当するものを使用しております。資料の2ページをご覧ください。これは調査結果の集計区分となります。特定最低賃金が定められている業種を除いて集計しております。次に3ページを見ていただきます。これは基礎調査票に使用した調査票の用紙となります。賃金額の記載につきましては、(8)の欄にあたります。時間当たりの所定賃金を算出する場合は、(9)の精皆勤手当から(12)のその他手当まで、手当は除いた賃金を時間額に換算して算出しております。

次に集計結果について説明させていただきます。大変細かな表で申し訳ありませんが、4ページをご覧ください。総括表(1)になります。規模別、年齢別に集計したものです。次の5ページの総括表(2)につきましては、性別、年齢別に集計したものになっております。こちらは、パート労働者も含む全労働者になっておりまして、パート労働者だけの集計は148ページからになります。パート労働者を含む全労働者の勤続年数別の賃金分布になります。こちらにつきましては後ほどご覧いただければと思います。

資料別冊2の4ページをご覧ください。表の一番左側の欄は、時間当たりの所定内賃金額を記載しております。793円から853円までを1円刻み、854円から999円までを10円刻み、1,000円から1,499円までを100円刻みとしております。表の左上部にあります、合計30万9,704という数字がありますが、これは今申し上げた労働者数100人未満の製造業、30人未満の卸・小売業等調査対象業種の事業業態、全体の労働者数となります。30万9,704名の下の方の数字、1.084は、792円以下の賃金額のものが復元後1.084名いることを表し、括弧の数字は全体の0.4%にあたることを示しています。以下表の下の方の人数については、累積の数値となります。

次に本調査を元に現行の新潟県最低賃金803円に達していない労働者の割合、いわゆる未満率を見てみます。ここでは新潟県最低賃金803円に達していない、つまり802円以下の労働者の割合となりますが、表の802円の部分を見ていただきますと、累積の労働者数は1,603名となっており、その割合は0.5%となっております。この0.5%が未満率となります。

これから金額審議をいただき、最低賃金が改正されますと、改訂後の最低賃金を下回る労働者が出てまいります。この割合が影響率となります。

続きまして、統計全体に係る事項を説明させていただきます。基礎調査は毎年6月分の賃金計算期間において、各調査対象事業所の所定労働人数を満稼働した場合に支払われる見込みの基本給および諸手当を調査しております。月給者の賃金の時間換算をする場合、月給額を6月の所定労働時間数で割って計算しております。時間当たりの所定内賃金は、基本手当と諸手当のうち、精皆勤手当、通勤手当、家族手当および賞与、時間外手当、早出手当、深夜手当、休日手当、祝日手当等を除いた、1時間当たりの額の合算額をいいます。最低賃金の計算には3手当を除くとしております。手当というのは、精皆勤手当、通勤手当、家族手当のこととなります。以上で基礎調査の説明を終わらせていただきます。

(会長)

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか、これもまた今後の審議の中で、細かい数値の部分については、必要ならば詰めていきたいと考えております。

それでは、第1回の本審で申し上げましたように、実質的な審議は専門部会にお願いすることになりますが、何かご意見がございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは専門部会で審議することといたしまして、続きまして議題の4、特定最低賃金の改正の必要性について、事務局説明をお願いいたします。

(賃金室長)

まず新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、新潟県各種商品小売業、および新潟県自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業の3業種につきまして、特定最低賃金改正の申し出がありましたことを、ご報告させていただきます。また、各申出書を審査しましたところ、いずれも要件を満たしているものと認められましたので、受理いたしました。したがって、これから改正の必要性について局長から諮問させていただきます。恐れ入ります。中央目印のところへ。

(労働局長)

お願いいたします。

(会 長)

お預かりいたします。

(事務局)

それでは委員の皆様にご覧の写しを配布させていただきます。

(会 長)

それではただいま既存の3業種にかかる特定最低賃金の必要性について諮問を受けました。関連する資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。資料8でございます。これは提出されました特定最低賃金の改正申出書の写しでございます。新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、新潟県各種商品小売業、そして新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業の3業種となっております。また、ここには添付しておりませんが、いずれも人数を証明する資料が添付されております。資料9をご覧くださいと思います。これは表の注意書き1のとおり、平成28年事業所センサスを基に、最低賃金基礎調査の結果により、それぞれの特定最低賃金の業種に関します適用労働者数および、それぞれの産別で規定しております除外労働者から基幹的労働者数（a）を算出しております。また（b）は特定最低賃金の各申出書に記載があります人数となります。の申し出ということになります。表、右端の欄をご覧くださいますと、電子部品では34.5%、自動車・自動車部分品小売業では56.4%の方々からの申し出となっております。各種商品小売業については、申し出人数が、平成28年経済センサスより推計した人数よりも多くなってはいますが、いずれにしても申し出につきましては、3業種ともそれぞれ3分の1以上の方々から申し出があったということで、基準を満たしていることをご確認いただければと思います。以上簡単でございますが、資料8から9までの説明とさせていただきます。

(会 長)

ただいまの必要性の諮問および、関連資料につきまして何かご質問ございますでしょうか。

(委 員)

各種商品小売業の割合が100%を超えているというのは？。

(会 長)

統計の制度上で枠組みが少し違うから、誤差がどうしても生じ、100%を超えてるということ

もありますので、今後のためにもう少し精査していただければと思います。

(委員)

資料9の電子部品・デバイス・電子回路の場所の真ん中の欄、基幹労働者数の比率が62.1になっている。計算したら80のまま変わらないと思うのです。いずれにしても3分の1を超えていますので大勢に影響はないですが、資料というのは大事ですので、今後も気をつけて作っていただきたいと思います。

(事務局)

申し訳ございません。

(会長)

今回は3分の1はクリアしているということから、特定最賃の改正の申し出の根拠にはなっていると思いますけれども、データのほうにもう少し精度を高めるということは必要になるかと思えます。ほかに何かご質問ご意見ありますでしょうか。

それでは特定最低賃金改正の必要性について審議をしていきたいと思えます。まず労働者側からご意見を伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

(労働者側委員)

やはり、特定最賃につきましては、関係労使のイニシアチブで決定することとされておりますので、例年通り3業種とも必要性ありで審議をしていただきますようお願いいたします。

(会長)

続きまして使用者側からご意見を伺いたいと思えます。よろしく願いいたします。

(使用者側委員)

使用者側も同意見です。

(会長)

それでは、労使それぞれが必要性を訴えているということでございます。3件の特定最低賃金につきまして、それぞれ改正の必要性ありということで、労使意見が一致したということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議なしとのことですので、改正決定の必要性を認める旨答申することといたします。事務局のほうから答申文の準備をお願いいたします。

(事務局)

それでは、答申文を事務局から読み上げさせていただきます。

令和元年8月2日

新潟労働局長 奥村伸人殿

新潟地方最低賃金審議会

会長 永井 雅人

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、新潟県各種商品小売業最低賃金及び新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は令和元年8月2日付け最低賃金法第21条の規定に基づき、貴職から諮問のあった、標記最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記の結果に達したので答申する。

記

改正決定することを必要と認める。

（会 長）

ただいまの通り答申いたします。
必要性ありでございます。

（事務局）

それではただいまご答申いただきました、「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「新潟県各種商品小売業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金」の改正決定につきまして、それでは局長から諮問させていただきます。

（労働局長）

改めまして。

（会 長）

承りました。

（事務局）

これから委員の皆さまに、諮問文の写しを配布させていただきます。

(会 長)

よろしいでしょうか。ただいま「新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「新潟県各種商品小売業最低賃金」、「新潟県自動車（新車）、自動車部分品・付属品小売業最低賃金」の改正決定について諮問を受けました。

改正の内容につきましては、専門部会を設けて調査審議を行うこととなりますが、進め方について、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

今後の審議の進め方について説明いたします。ただいま改正決定の必要性ありとの答申をいただきました3業種につきましては、最低賃金法第25条第2項に基づき、それぞれ専門部会を設置するために、お盆明けになりますが、8月16日に専門部会委員の推薦公示をいたします。推薦期限は2週間後の8月30日とする予定でございます。専門部会委員を委嘱させていただいたのち、日程調整のうえ、9月の第4週に第1回の各専門部会を開催できればと思っております。その後、それぞれの専門部会を順次開催させていただきたいと考えております。

(会 長)

ただいまの説明に関しまして何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではそのように進めさせていただきます。

続きまして議題の5その他についてでございます。事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

議題5、その他ですが、本日私ども事務局のほうから提示した、その他の資料について説明させていただきます。本日配付資料のうち、資料1から7の説明をさせていただきます。

資料1は、平成30年賃金構造基本統計調査結果の抜粋でございます。北海道から沖縄まで、47都道府県の平成30年6月1ヶ月分の賃金となります。この表は、都道府県順の並びになっておりまして、新潟は神奈川の下、富山の上にあります。ご覧のとおり一般労働者の月額賃金では26万5,200円という結果となっております。関東甲信越、北陸4県の中で最も低い賃金額となっております。賃金構造基本統計調査は国の基幹統計となっております。毎年6月末時点の事業所の労働者に係る賃金調査でございます。賃金調査の中でも最も規模の大きい調査であり、調査結果は国の統計データとしてさまざまに活用されております。今年度も県内1,517事業所に調査をお願いしております。この調査も基礎調査と同様賃金調査で、現在審査取りまとめ等を行っております。

続きまして、資料2ですが、当局で作成しました平成21年度からの新潟県の最低賃金額と、対前年度の引き上げ額、上昇率を示す推移表となります。平成25年度から30年度までの6年間で114円の引き上げ、それに対し平成14年から24年度までの10年間では、48円の引き上げとなっております。

資料3は、平成24年から平成30年までの影響率と未満率の推移表となります。未満率はほぼ横ばいで変わりませんが、影響率は右肩上がりとなっております。昨年の影響率は16.8%となっ

ています。

続きまして資料5及び6につきましては、新潟県成年ユニオンからの2本の要望書になります。資料7は受付順で、柏崎市、新発田市、佐渡市からの最低賃金引き上げに関する要請書でございます。前回の第1回の本審では阿賀野市からの要請書をご紹介しますので、現在県内4市町村から最低賃金引き上げに関する要請を受け付けております。いずれも第一に新潟県の最低賃金が近隣県、全国と比較して低額であり、格差拡大の防止、労働力の確保の観点から引き上げるよう要請されております。

これらとは別に、新潟県弁護士会より最低賃金の引き上げを求める会長談話が、昨日送付されてきましたので、机上配布しております。

以上で資料の説明を終わります。審議の参考にしていただければと思います。

(会 長)

ただいまの説明につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

一つすみません、資料3に影響率と未満率の推移表がございますが、今年度の影響率はこれから決まって出てくるものですが、今現在の未満率はさっきの説明で0.5%ということでしょうか。

(事務局)

基礎調査の結果では未満率0.5%です。

(会 長)

基礎調査の結果としては0.5ということですね。わかりました。ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議事はこれですべて終了いたしました。

では議事録の署名人を指名をさせていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側から佐藤委員を指名させていただきます。よろしくをお願いいたします。

議事進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

それでは、次回本審を8月9日金曜日、午後1時30分から開催予定となっております。ここで本日、委員皆様のお手元に第3回本審の開催のご案内と出欠の確認表を配布させていただきました。出欠の確認表にご記入をいただき、机上に置いていただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

この後、予定では午後3時から専門部会の開催の予定となっておりますが、本審が若干早めに終わりましたので、会場の設営の関係で15分程度お時間をいただいて、もしよろしければ、あの時計で35分頃から専門部会に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ではよろしく申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第2回新潟地方最低賃金審議会を閉会といたします。